



2 自動車の保有・使用

しゃ こしょうめい

2-2 車庫証明

じどうしゃ ほゆう しゃ こしょうめい ちゆうしゃじょう どうろ いがい ぼしょ かくほ しょうめい
自動車を保有するには、車庫証明（駐車場を道路以外の場所に確保していることを証明するもの）が
ひつよう
必要です。

ちゆうしゃじょう かくほ じぶん す ちく けいさつ じどうしゃ ほかん ぼしょしょうめいしんせいしょ ていしゅつ しょう
駐車場が確保できたら、自分の住んでいる地区の警察に自動車保管場所証明申請書を提出し、証
めいしょ ほかん ぼしょひょうしょう しゃ こしょうめい はっこう
明書と保管場所標章（車庫証明）を発行してもらいます。